

適切な意思決定支援に関する指針

私たち病院職員は、患者様および御家族や関係者の皆様の意思を尊重するとともに、適切な意思決定ができるように以下の指針を定めます。

1. 基本方針

人生の最終段階を迎える患者様が、その人らしい最期を迎えられるよう、医師をはじめとする多職種にて構成される医療・ケアチームは、患者様とその家族等に適切な説明と話し合いを行うことに努め患者様本人の意思決定を基本とした医療・ケアを進めます。

2. 「人生の最終段階」の定義

- ① 癌の末期のように、予後が数日から長くとも2～3ヶ月と予測が出来る場合
- ② 慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合
- ③ 脳血管疾患の後遺症や老衰など数ヶ月から数年にかけ死を迎える場合

なお、どのような状態が人生の最終段階であるかは患者様の状態を踏まえて多職種にて構成される医療・ケアチームにて判断するものとする。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

1. 医師等の医療従事者から適切な情報と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多く専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで人生の最終段階における医療・ケアを進めるものとする。
2. 本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を医療・ケアチームにより行い、本人との話し合い繰り返し行うものとする。

3. 本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いを繰り返し行う。また、この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことも重要である。
4. 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
5. 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。
6. 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象としない。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手順

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする

(1) ご本人の意思の確認ができる場合

- ① ご本人の状態に応じた専門的な医学的検討を行った上、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行います。方針の決定は、ご本人の意思決定を基本とし、ご家族も関与しながら、厚生労働省の「人生における最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」を参考に、医療・ケアチームが協力し、方針を決定します。
- ② 時間の経過、心身の状態、医学的評価の変更、取り巻く環境の変化などにより、ご本人の意思は変化することがあります。医療・ケアチームは、ご本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるよう支援します。
- ③ ご本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性もあるので、ご家族等の信頼できる方も含めた、ご本人との話し合いを繰り返し行います。また、この話し合いに先立ち、ご本人には特定のご家族などを自らの意思を推定する者（代理意思決定者）として前もって定めていただくこともあります。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文章にまとめておく事とします。

(2) ご本人の意思の確認ができない場合

- ① ご家族がご本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、ご本人にとっての最善の方針を医療・ケアチームとともに慎重に検討し、決定します。
- ② ご家族等がご本人の弁を意思を推定できない場合には、ご本人にとって何が最善であるかについてご家族等と医療・ケアチームにより十分に話し合い、決定します。また、時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価、とりまく環境の変更等に応じて、この話し合いを繰り返し行います。
- ③ ご家族がない場合およびご家族がはんだんを医療・ケアチームに委ねる場合には、厚生労働省の「身寄りがないひとの入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、ご本人にとっての最善の方針を医療・ケアチームが慎重に検討し、決定します。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文章にまとめておく事とします。

(3) 上記(1)及び(2)において方針決定の際に複数の専門家からなる話し合いの場の設定を必要とする場合

- ① 医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ② 本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ③ 家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合などについては、複数の専門家からなる話し合い場を別途設置し、医療・ケアチーム以外のものを加えて、方針等について検討及び助言を行う。

参考資料

- * 人生の最終段階における医療・ケア決定プロセスに関するガイドライン
(2018年)
- * 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
(2018年)
- * 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する
ガイドライン
(2019年)

附則：この指針は、2022年4月1日に制定とする

春日部さくら病院